

# イギリスの 反アパルトヘイト運動 と日本

堀江浩一郎



## はじめに

湾岸戦争が勃発したことで世界の目は南部アフリカから大きく離れつつある。ネルソン・マンデラ氏がミカエル・ゴルバチョフ氏とノーベル平和賞の受賞を争った昨秋から確かに世界の視点は大きくシフトしたと言える。しかしだからと言って南部アフリカ、とりわけ南アフリカで現に見られる状況が国際平和との関わりのなかでその重要性を失ったわけでは決してない。

冒頭をこのように始めたのは日本(人)の国際関係認識を問題にしたいからである。日本のマスコミの移り気は問題外である。せめて日本的一般市民、研究者、企業人そしてとりわけ市民運動グループの人々が、湾岸戦争の勃発に伴う同地域への関心を高めつつ、南アフリカ社会の大変動になんらかの形で関与し続けるバランス志向に望みをつなぎたいところである。

さて南アフリカに対する日本(人)の関心は昨秋マンデラ氏の来日とともにこれまでの最高をきわめた。南アフリカのアパルトヘイト体制は、もはや同国との貿易関係を修正するだけでは済まされないほどに大きく揺れ動いていることに日本もうやく目を向けるようになったのである。他方、マンデラ氏が来日したことで反アパルトヘイト運動領域での日本の市民運動も岐路に立たされることになったと言える。マンデラ氏の一連の発言を通じて多くの日本人（市民運動家に留まらず）が、南アフリカの現状、とりわけマンデラ氏が率いる

ANCを取り巻く政治、社会環境について、そしてANCが日本（人）に期待する運動と日本の既存の市民運動との間に大きな溝があることを、より深く知らされたからである。

この溝に対する日本の既存の反アパルトヘイト運動を率いてきたニュー・レフトならびに反差別の指導層の取り組みいかん（溝を埋めるべきか、あるいは取り壊すべきか）により、日本のこれからの方アパルトヘイト運動は大きく転換するであろう。これは人道的かつ政治的選択でもある。一方で、南アフリカに入り、現地のアパルトヘイト犠牲者に対する物理的支援を展開すれば、資金力はともかく、治安当局とわたり合う交渉力や反アパルトヘイト運動に関与する諸団体の組織を比較評価する分析力が必要となってこよう。下手な社会正義感を振りかざせばかえって命取りになるだけである。

他方、日本での運動に重点を置き続けるならば、日本の反差別運動が具体的にいかに南アフリカの反アパルトヘイト運動との共通土俵を見い出せるかが本格的に問われよう。日本の運動が南アフリカのそれに対して教訓や示唆を与えられない限り、連帯の呼びかけは空しい。

このような岐路に立つ日本の反アパルトヘイト運動は決して特殊なケースではない。日本の運動の現段階は欧米社会を中心に世界各地に見られる反アパルトヘイト運動がすでに通過したか、あるいは到達するかも知れない一つの段階なのである。そこで以下に南アフリカの外での反アパルトヘイト運動として最も長い歴史を誇り、しかも今日最

も大規模かつ組織的に展開されているイギリスの動きを概説したい。これが日本の運動の新しい展開になんらかの糧となれば幸いである。

## 1 イギリスと南アフリカとの歴史的関係

イギリスにおける反アパルトヘイト運動は大英帝国史の文脈を外して議論することはできない。そもそもイギリスの南アフリカへの関与は18世紀に溯る。ルイ14世によって迫害を受けたフランス人新教徒の一部が同世紀初頭に南アフリカに移住したことにより、イギリスからも新教各派の宣教師や貿易商人が南アフリカを訪れるようになった。

19世紀初頭にイギリスがオランダに代わってケープ（南アフリカ南西部）を植民地としたことで、南アフリカにおけるイギリスの存在は一層強化された。たとえば行政の庇護のもとにイギリス系の教会組織は植民地のフロンティア（アフリカ人とオランダ系白人入植者たちの共同体との間の境界領域）地域を中心に布教と情報収集に従事した。London Missionary Society (LMS: ロンドン伝道教会) はその端的な例である。とりわけ初期の布教の時代にはLMSは植民地行政府のためにフロンティア地域において斥候や水・土地の利用をめぐる交渉にまで活動の足を伸ばした。

もちろんLMSはロンドンでは、教会の会衆を前にして南アフリカのアフリカ人たちの凄惨な生活苦を訴える一方で、女王政府に対しては奴隸制の廃止を強く求めてきた。しかしあフリカ人に対するLMSの救済活動が植民地行政の思惑にしばしば叶ったこともまた事実である。牧師たちが布教のかたわら、初等教育、医療を施すほか、多くのアフリカ人の「身の上」相談にのつたこと（たとえば、彼らがオランダ系コロンの使用者から長時間にわたる

強制労働を余儀なくされ、あるいは自由な移動を禁じられているなどの労働の搾取、人権の奪取の犠牲者であることに牧師たちは深い理解を示すに留まらず、彼らに対してはしばしば法的支援を行なった）で、教会は植民地行政府の労働政策（19世紀中葉にイギリス本国から移住してきた新しい入植者たちのために、オランダ系入植者たちが放出する奴隸や召使いを確保する）を後押ししたからである。

イギリス系の教会が女王政府と本格的に袂を分かち始めたのは19世紀後半になってからである。主にダイヤモンド、金の権益を保護するために女王政府が行政のみならず、軍事（治安を含む）、経済面で南アフリカを中心に南部アフリカに大規模に介入するようになったのに対し、教会は布教活動をさらに南アフリカの北方、東方へ広げるとともに、帝国議会を通過した奴隸制度廃止案（1833年）の実行を監視続けた。

1920年代に入りオランダ改革派教会がほかのヨーロッパ系教会との間の政治的立場の相違を決定的としたのも、じつは信者を含むアフリカ人民衆に対する姿勢にあった。一方で第2次ボーア戦争（1899～1902年）に敗北したオランダ系コロンの救済に大きく傾いた改革派教会は、人種別教会の制度化はもちろんのこと、社会生活面（労働者の移動、職場の確保など）でのアフリカ人に対する人種差別を公然と認めるようになった。第2次世界大戦後は40年間余にわたり単独政権の座にある国民党（反英オランダ系コロン政党）の「教会局」と呼ばれたほど改革派教会は政府の人種差別政策の靈的源として君臨し続けた。

他方、戦間期に入り、ヨーロッパ系のほかの教会には反体制組織としての活動が目立つようになった。人種差別の犠牲者に対する教育、宿泊、職業訓練、治安上の保護に積極的に取り組み始めるとともに、オランダ改革派教会を世界教会評議会

から追放することに成功(1954年)した。このように政治化した教会のなかには、女王政府の厚い保護を受けてきた(イギリス内では体制派教会とみなされる)イギリス国教会も含まれるのである。

イギリス国教会が反アパルトヘイト運動にいかに貢献したかは、T・ハドルストン牧師(イギリス反アパルトヘイト運動AAM会長兼マンデラ歓迎国際委員会会長)やD・ツツ南部アフリカ大主教(1983年ノーベル平和賞受賞。かつてANC系統一民主戦線UUFを後援し、また南アフリカ教会評議会SACC議長を務めた)のような卓越した運動家を排出したことにも現われている。ハドルストン牧師は南アフリカから追放される50年代中葉までソフィアタウン(54年に居住区全体がブルトーザーで破壊され、住民は近くに建設されたアフリカ人居住区ソウェトなどへ強制移住させられた。それまでは20年間以上にわたり非白人の文化的かつ政治的メッカであった)を本拠にアフリカ人の人権擁護のために尽した。またツツ大主教は周知のとおりマンデラ氏が獄中にある間、10年以上にわたり南アフリカ内外での反アパルトヘイト運動の方向を導いた人物である。

さてイギリスの反アパルトヘイト運動を支えてきた歴史的勢力はもちろん教会だけではない。運動の一翼を担ったのは慈善団体や政治団体である。これらの団体もフェビアン主義とともに帝国史を外して議論することはできない。じつ同団体は二世紀余にわたり「帝国の負担」を背負い続けてきたのである。「人種社会」イギリスはこの象徴だと言ってよい。

イギリスの慈善団体の数は政府に登録しているものだけでも今日16万にのぼる。食糧救済、職業訓練、ミッション教育などさまざまな領域の社会奉仕が、拡大する帝国のなかで開拓されてきた。たとえば南アフリカではミッション学校が多くのコーザ人、ズールー人の支配層や中間層の子弟を育

てた。この教育がいかに「文化的使命」を帯びていたかは、第2次大戦直後まで対話、陳情、抗議のような穩健な手続きをもって人種差別の制度化に反対してきたANCの幹部の圧倒的部分がミッション学校出身者であったことからも窺い知れよう。

20世紀中葉に至り諸慈善団体の活動は目立って政治化した。(旧)帝国内部およびその周辺地域に大きな政治変動や政治事件がたびたび生じたからにほかならない。たとえば南部アフリカでは1960年代初頭にイギリス植民地が次々と政治独立し、またポルトガル植民地やローデシアにおける植民地解放運動が高まった。さらに南アフリカではシャープビルやソウェトなどで治安警察の発砲を引金に大暴動が起こった。

このような状況のなかで多くの慈善団体は旧秩序に反対あるいは抵抗する人々、とりわけ一般民衆を支援する立場を鮮明化した。これはじつに人道的選択であり、かつ政治的選択であったと言える。じつ今、それらの団体は、植民地独立過程で急増した難民や負傷者に対する緊急援助(医療、食糧など)に従事するとともに、イギリス国内での義援金や義援物資の確保に努めた。折りも折り、1961年にマクミラン首相が南アフリカの白人議会で「変革の風」が吹き始めたと演説したことにより象徴されるようにイギリスの政治権力がアフリカから撤退を開始した時代である。これらの新興独立諸国が新たに英連邦の枠組のなかでロンドンとの政治関係を確立するなかでも多くの慈善団体は女王政府を利用し、あるいは援助外交の手足として利用されることで旧植民地における存在理由を確保してきた。

他方、政治団体(政党、労働組合、特定の社会問題に取り組む団体)はイギリスの反アパルトヘイト運動に具体的な方向性とプログラムを提供し続けてきた。Anti-Slavery Society for Human Rights(反奴隸制度人権擁護協会。1838年結成)はなかでも

最も息の長い活動の実績を誇る団体である。当初はラテンアメリカやアフリカにおける奴隸制廃止の実態を監視し、かつ廃止の実行を政府に働きかける圧力団体として出発したが、大陸や植民地から多くの移民や出稼ぎ労働者がイギリスに流入するようになった第2次大戦後にはMinority Rights GroupやAAMとともに少数民族や人種差別犠牲者の保護に活動の重点をおくようになった。

イギリスの歴代政府が自由党、保守党、労働党を問わず非暴力を標榜する政治運動に少なからぬ理解を示したことでもイギリスの政治団体が好んで口にする“Action Now!”を容易にしたと言える。1950年代の前半に南アフリカの国民党政府が強化しつつあった人種差別政策に対抗して不服従運動を全国的に展開した民主戦線が弾圧されてまもなくANCが初めて海外連絡事務所をロンドンに構えたのも、ANCが国内の非暴力に根ざした民主運動に深い理解を示す外国社会に緊急に運動の拠点を築く必要性にせまられていたことを考慮すれば、自然の成りゆきだったと言っても過言ではない。

政治団体のなかでもとりわけ人権擁護を追求したアムネスティ・インターナショナルも見逃すことはできない。同団体の活動の基礎をなした「良心の囚人」(政治犯)の解放は、1970年代から80年代前半にかけて南アフリカの反アパルトヘイト運動に決定的な影響を及ぼしたと言える。軍事的に絶対劣位にあるなかで、一方で民主運動組織が国民党政府に対して強調した「道義的勝利」の根拠は信仰上の正義であり、かつ人間固有の良心であった。他方、この良心の勝利は個人の尊厳に基礎をおくことから、S・ビコに率いられる黒人意識運動とANC系の自由憲章主義派(人種差別のない、民主的統一国家南アフリカの建設を標榜)の思想上の橋渡しを演じることとなった。政治犯として死刑を宣告された囚人の釈放のために活動するSave the

Patriot Campaignは運動の現場における上述のあかしである。じつは非暴力を標榜する南アフリカの政治団体として最も先鋭的な同キャンペーンは二つの異なる思想の支持者が良心の囚人の解放のために共存、協力する端的な例である。

## 2 イギリス反アパルトヘイト運動の現段階

マンデラ氏が釈放されたことでイギリスの運動には大きなはずみがついたが、ハドルストン牧師が繰り返し強調するように運動は南アフリカに一人一票制が導入されるまで継続するのである。

運動の主たる担い手はやはり教会、慈善団体、政治団体であり、かつ、これらを糾合した民主戦線(Southern Africa Coalition)である。SACの結成(1988年。議長はキノック労働党党首夫人)は、これを構成する諸団体がとりわけロンドンでの反アパルトヘイト運動の地盤をさらに固めて“ダウニング・ストリート”に対して強力な圧力団体たらんことを意味する。それだけ南アフリカ問題はイギリスでは重大な社会問題でもある。

確かにイギリス教会評議会(新教・カトリック各派の連合組織)やAAMを中心とする労働党、組合、およびそれらの地方の系列政治諸団体が対南アフリカ経済制裁の強化を政府に求めれば、OXFAM、CAFOD、Christian Aidなどの慈善団体はアパルトヘイトの犠牲者に対する直接援助の機会の拡大をねらっている。各団体にとり南アフリカのアパルトヘイト体制の撤廃に向けての関与は決して人道上の関与に留まらない。各々の団体の存在理由や組織的拡大をかけた政治的関与なのである。

もし日本の反アパルトヘイト運動に関与する市民諸団体がイギリスの運動史から教訓を得るとするならば、それはまず運動の政治化過程からではなかろうか。(ほりえ・こういちろう／八千代国際大学)